

高萩・北茨城広域事務組合職員団体の登録に関する条例

令和元年10月9日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第1項、第5項、第6項、第9項及び第10項の規定に基づき、職員団体の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員団体の登録等)

第2条 職員団体の登録については、職員団体の登録に関する条例（昭和41年北茨城市条例第26号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。